

- ・人権教育や人権啓発の意義・目的、基本的在り方、推進方策などを規定。
- ・本県が行政として施策を行う際の基礎となる人権尊重の考え方に基づき、今後の取組をより一層推進するための指針として、茨城県総合計画やそれに基づくプロジェクト等を人権の視点から補完する。

改定の趣旨

第一次計画(2004(平成16)年2月策定)後の

- ・社会経済情勢の変化(インターネット上の人権侵害の深刻化や人権意識の高まりによる人権課題の顕在化等)
 - ・国の人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)の策定(2025(令和7)年閣議決定)
- 本県においても、新たな人権課題に的確に対応するために、計画を改定する。

取り上げる各人権課題

○ 課題横断的な人権課題

(1)インターネット上の人権侵害

○ 個別の人権課題

(1)女性 (2)子ども (3)高齢者 (4)障害者 (5)部落差別(同和問題) (6)外国人 (7)本邦外出身者に対する不当な差別的言動 (8)ハンセン病 (9)感染症 (10)犯罪被害者及びその家族 (11)刑を終えて出所した人及び家族 (12)性的マイノリティの人々 (13)ハラスメント (14)その他

第一次計画からの主な変更点

- 1 「インターネット上の人権侵害」を個別の人権課題から課題横断的な人権課題として整理
- 2 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(ヘイトスピーチ)を個別の人権課題に追加
- 3 「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加
- 4 「ハラスメント」を個別の人権課題に追加
- 5 「その他」として、①アイヌの人々、②北朝鮮当局による拉致問題、③ホームレスを個別の人権課題に追加

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

第1 基本計画改定にあたって

【人権をめぐる国内外の動向】

- 本県では、2004(平成16)年に「茨城県人権施策推進基本計画」を策定。
- その後、人権保障が以前にも増して重要な国際課題となっており、「持続可能な開発目標(SDGs)」には人権尊重の考え方が通底。世界ではSDGsの達成に向けてさまざまな取組が進められている。
- 国においては、インターネット上の人権侵害の深刻化や人権意識の高まりによる人権課題の顕在化などの社会経済情勢の変化を背景に、2025(令和7)年に「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が閣議決定。

【計画の基本理念】

- 茨城県総合計画において掲げる「多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会」を実現するため、すべての県民の人権が尊重されるとともに、多様な価値観や生き方を尊重し合うことが大切。
- 一人ひとりの個性や生き方はみな違い、人間としての尊厳を持ったかけがえのない存在であることを認識し、自分の人権のみならず他人の人権についても十分配慮し、その権利の行使に伴う責任を自覚しつつ共生することができるよう、その発達段階に応じて家庭や地域、その他さまざまな場を通じた人権意識の醸成、各人の日常における行動につなげることが不可欠。

【基本計画改定の趣旨】

- 茨城県人権施策推進基本計画(第一次)以降、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化し、その中で、SNS上の人権侵害や性的マイノリティの人権問題など、人権を取り巻く課題はますます複雑・多様化している。→ 新たな人権課題に的確に対応するため計画を改定。

【計画の性格】

- 本県が行政として施策を行う際の基礎となる人権尊重の指針
- 人権啓発・教育、分野別の人権課題についての現状・課題を明らかにすることにより、県民一人ひとりが、自分自身が権利の主体者であることを理解し、お互いの人権を尊重できるよう自己啓発を促す役割もあわせもつ。

【計画期間】

- 令和9(2027)年度から令和11(2029)年度(その後、県総合計画に準じ、4年毎に見直し。)

【本計画のKPIについて】

- 毎年実施しているネットリサーチの調査結果から指標を設定(※いずれの指標ともn=1000)。
 - ・ 人権が大切だと思う人の割合 【基準値 81.7%(令和7年度) → 目標値 85%(令和11年度)】
 - ・ 自分の人権が侵害されたと感じた人の割合 【基準値 31.9%(令和7年度) → 目標値 29.9%(令和11年度)】

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

第2 基本的施策の推進

【1 人権啓発・人権教育の推進】

- (1) 人権啓発:人権フェスタ、ヒューマンライツ・セミナー、人権ポスター及び人権メッセージ
スポーツ組織(鹿島アントラーズ、水戸ホーリーホック、茨城ロボッツ)との連携による啓発活動
- (2) 人権教育:市町村と連携し、学校教育・社会教育の両面から人権教育の推進体制の充実を図る。
自己肯定感の育成を重視した取組の推進、教職員研修・指導者養成、視聴覚教材の整備

【2 相談・支援体制の充実】

(1)現状

- ・ 相談窓口の設置、関係機関との連携強化
- ・ 新たな人権課題への相談など、多様化するニーズに対応できる体制整備が求められている。

(2)主な施策推進上の課題

- ・ 外国人や障害者、高齢者など相談内容が多様化・専門化する中で、複数の相談窓口が存在するものの、県民に十分周知されていない場合があり、改善が必要。

(3)今後の取組方針

- ① 相談窓口・支援機関の充実
- ② 多様な相談ニーズへの対応
- ③ 関係機関との連携強化
- ④ 情報発信・周知の充実
- ⑤ 専門性向上のための職員研修
- ⑥ 行政職員の研修の充実

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 課題横断的な人権課題に対する取組 インターネット上の人権侵害

- インターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方、インターネット上の人権侵害が社会問題化している。インターネットの特性である匿名性や情報発信の容易性、情報が瞬時に広範囲に伝わる拡散性等を悪用した個人に対する誹謗・中傷やプライバシーの侵害が増加し、差別を助長する表現の掲載、子どもの性被害など人権に関わるさまざまな問題が発生している。
- また、インターネット利用の容易性や拡散性により、誰もが簡単に加害者にも被害者にもなる危険性があることから、インターネット利用者が、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していくとともに、安全かつ安心して利用できる環境を整備する必要がある。

主な動向

【国の動向】

2021(令和3)年「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
(プロバイダ責任制限法)」改正

- ・より円滑な被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続きを創設。

2022(令和4)年「刑法等の一部を改正する法律」施行

- ・侮辱罪の法定刑を「拘留または科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料」に引上げ。

2025(令和7)年「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」
(情報プラットフォーム対処法) 施行

- ・大規模プラットフォーム事業者に対して、迅速化や運用状況の透明化を義務付け。

【本県の主な取組】

○「茨城県メディア教育指導員」の養成・派遣

- ・茨城県PTA連絡協議会と連携して、インターネットの危険性などを保護者や子どもたちに理解してもらう取り組みを実施。

○啓発活動の推進 及び 法務局への情報削除要請

- ・研修や動画配信、イベント等での啓発活動やネット上の差別的投稿等について法務局への削除要請を実施。

○県警によるインターネット・ホットラインセンター(警察庁)との連携

- ・県民から提供される情報を基に、違法性の高い投稿の捜査やプロバイダ、サイト管理者への削除要請を実施。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 課題横断的な人権課題に対する取組 インターネット上の人権侵害

取組方針について

(1)子どもたちへの教育・啓発

学校におけるインターネットリテラシーの向上に向けた教育を充実させ、子どもたちがインターネットを安全かつ正しく利用できる環境づくりを推進します。子どもたちの健全な成長が阻害されないよう、インターネット利用におけるフィルタリング利用の普及促進を図ります。インターネットの安全で正しい使い方を学ぶ講座の開催や家庭でのルールづくり、フィルタリングなどのペアレンタルコントロールによる有害情報対策を推進します。

(2)県民に対する広報・啓発の推進

県民一人ひとりが、インターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるなど、インターネットの利用に関する正しい知識を身に付け、マナーやルールを守ってインターネットやSNS等の活用ができるよう啓発活動を推進します。匿名であっても発言には責任が伴うことや、一度拡散された情報は完全に消去することが難しいことを周知し、県民に対して相手の人権を尊重したインターネット利用を引き続き呼びかけてまいります。地域におけるインターネットリテラシーの向上に向けた社会教育を充実させ、県民がインターネットを安全にかつ正しく利用できる環境づくりを推進します。

(3)インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制の充実

インターネット上の誹謗中傷等が重大な人権問題となっていることを踏まえ、相談・支援体制の充実を図ります。特に、被害者が速やかに相談できるよう、法務局などの専門窓口との連携を強め、人権侵害された情報の削除依頼の方法や対応手順について丁寧に助言を行うとともに、モニタリングを実施して、悪質で差別的な掲示や書込等に対しては、法務局や関係機関と連携してプロバイダ等に削除依頼するなど被害の拡大防止に努めます。

また、県民への啓発を進め、誹謗中傷を防ぐ意識向上や相談窓口の周知を強化します。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (1)女性

- 令和6年度県民意識調査によると、さまざまな分野における男女の地位は、「学校教育の場」では、男女ともに「平等である」と回答した割合が高い一方で、「社会全体」、「政治の場」などでは、「平等である」と回答した割合が低く、不平等感が強くなっている。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられる。
- 性別による差別的取扱いを受けず個人として能力を発揮する機会が確保されることや性別による差別的取扱いによって人権が侵害された場合に適切な救済を得られることなどが重要である。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶に向け、県民のあらゆる世代・立場を対象とした一層の普及啓発や教育の充実が必要であり、特に、将来のDV発生(加害及び被害)を防ぐためには、若い世代への啓発が重要である。

主な動向

【国の動向】

1999(平成11)年「男女共同参画社会基本法」制定
2000(平成12)年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」制定
2001(平成13)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定
2015(平成27)年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定
2022(令和4)年「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定

【本県の主な取組】

2001(平成13)年「茨城県男女共同参画推進条例」制定
2002(平成14)年「茨城県男女共同参画基本計画」策定 ※現在、第5次計画(令和8～12年度の5か年)
→男女共同参画社会の実現に向けた施策を積極的に推進

「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、休日夜間の相談対応や心理的ケアなどを実施

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (1)女性

取組方針について

(1)意識変革

年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向、性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現のため、関係機関等と連携し、県民や企業の理解を深める啓発活動を推進します。

また、男女共同参画社会を実現するため、県民への意識啓発や企業等と連携した経営層の意識改革等、性別による固定的役割分担意識の解消に取り組めます。

(2)暴力の根絶

ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (2)子ども

- いじめによって児童生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が発生する恐れがある。児童生徒を取り巻く大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪行為である」との認識を持ち、社会総がかりで、それぞれの役割と責任を自覚しながら連携し、社会全体で児童生徒を見守ることが重要である。
- 学校や施設における子どもへの体罰は重大な人権侵害であり、児童生徒の指導に当たる際、いかなる場合にも体罰をしてはならないことを十分に認識する必要がある。
- 児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする児童の性的搾取等は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。
- 児童の人権を保護する見地から、保護者に児童虐待の違法性についての認識を持たせるとともに、児童虐待を早期に発見するため、県民に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の通告義務等を周知させ、特に医師、教育者、保育士等関係者の意識の高揚を促していく必要がある。

主な動向

【国の動向】

2023(令和5)年「こども基本法」施行

2023(令和5)年「こども大綱」閣議決定

・全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指す。

【本県の主な取組】

2014(平成26)年「茨城県いじめ防止基本方針」策定

→いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を行う等の対策を推進。

2018(平成30)年「茨城県子どもを虐待から守る条例」制定

県こども計画(2025～29年度)策定

→子どもと若者が幸福に生活できる環境整備を推進。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (2)子ども

取組方針について

(1)児童の権利に関する条約の普及啓発

子どもは権利の主体であり、あらゆる場面で子どもの意見が配慮、尊重されるよう、児童の権利に関する条約の理念、内容の普及啓発に努めます。また、教科、道徳、特別活動、総合的な学習(探求)の時間等、教育活動のあらゆる機会を通じ、児童・生徒が自らの権利に関する意識を高めるとともに、権利と表裏の関係にある自己の義務、責任についても、より一層の自覚を深めることができる指導を行います。

(2)いじめや体罰、校内暴力など問題行動への対応

人と人とのふれあいを体験し、思いやりのある豊かな心を育てるため、ボランティア活動や職場体験などの体験的な学習の積極的な導入、障害者や高齢者との交流を推進します。また、道徳教育など人間としての在り方や生き方に関する教育の指導法の研究及び研究成果等の県内各学校への周知、チーム・ティーチングの活用により、きめ細かな指導を推進します。

(3)児童虐待問題への取組

児童虐待防止として、児童相談所の専門職員の増員、24時間相談窓口の周知、一時保護施設の整備を進め、早期発見と迅速な対応を目指します。

また、家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育環境と同様の環境である里親等への委託を進めます。

さらに、ヤングケアラーを早期に把握し、支援体制を整える取組も進めます。

そして、児童の人権を守るため、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用の推進、県民への周知徹底のための啓発活動を推進します。

また、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

(4)有害環境の浄化・良好な環境の整備

少年サポートセンターでは、少年補導職員や警察官が、関係機関である学校や児童相談所、ボランティア等と連携しながら、少年相談活動、犯罪にあった少年に対する支援、サポート活動、非行防止活動、広報啓発活動などのさまざまな活動をしています。

また、子どもたちが街で知らない人から「声かけ」、「痴漢」、「つきまとい」などの被害を受けたときに助けを求めて逃げ込むための場所(車)で、子供たちを保護し、警察や学校等への通報を行ってくれる「こどもを守る110番の家」の協力を得て被害の未然防止に努めます。

(5)貧困対策の推進

貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられない、多様な体験の機会を得られない等、子どもがその権利利益を害されたり、社会から孤立したりすることのないよう、また、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのないよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を推進します。

また、地域の子どもが安心して食事をとり、居場所として過ごせるよう、子ども食堂の取組を推進します。食事提供に加え、学習支援や交流活動などを通じて、子どもの孤立防止と健全育成を図ります。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (3) 高齢者

- 本県の2025(令和7)年10月1日現在の65歳以上の人口は853千人で、全人口に占める割合は31.2%と全国より高くなっている。また、2050(令和32)年の65歳以上の高齢化率は40.0%と推計されるなど、今後も高齢化が進むと見込まれている。
- 急速な高齢化により、寝たきり、認知症、一人暮らしといった生活上何らかの支援を必要とする高齢者が増加している。介護を必要とする高齢者が安心してサービスを受けられるよう、介護サービス基盤の整備に努めるとともに、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で、継続して自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援などの保健・福祉サービスを総合的・効果的に提供できる体制を整備する必要がある。
また、養護者等による介護・世話の放棄・放任や暴力的な行為を受けたりする等の高齢者虐待が大きな問題となっている。
さらに、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある高齢者を社会全体で支え合うことが課題となっている。

主な動向

【国の動向】

2024(令和6)年「高齢社会対策大綱」閣議決定

・「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」、「一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築」、「加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築」を基本的な考え方として、総合的な高齢者施策を展開。

2024(令和6)年「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行

【本県の主な取組】

2024(令和6)年「第9期いばらき高齢者プラン21」の策定

→本格的に超高齢社会に的確に対応するために取り組むべき施策の方向を明らかにするとともに、ニーズに応じた保健・医療・福祉のサービスの適切な提供と、介護予防や要介護状態の重度化防止等に取り組むことにより、「健康長寿日本一」の実現を目指す。

高齢者虐待問題について、介護施設従事者に対する研修や県民に対する意識啓発を実施

→高齢者の権利擁護のための取組を推進

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (3)高齢者

取組方針について

(1)意識啓発活動の推進

高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるため、児童生徒が高齢者とのふれあいを体験する機会やボランティア活動への参加を推進します。

(2)生きがい対策の推進

シルバーリハビリ体操や介護予防等の普及活動を行う「シルバーリハビリ体操指導士」を養成し、住民の健康づくりや介護予防を推進します。
また、これまでの人生で培った豊富な知識や技術を持つ高齢者を福祉施設等に派遣する取組を行い、地域社会貢献活動を推進します。

(3)高齢者の就労対策

高齢者の安全な就業や就労機会の拡大には、各シルバー人材センターや会員に対する安全講習や広報による事業拡大が重要であることから、県では、茨城県シルバー人材センター連合会の円滑な運営と機能強化に努めてまいります。

(4)高齢者の権利擁護への対応

高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせる社会を実現するため、虐待防止や成年後見制度の活用による権利保護の強化を進めるとともに、県民に対し高齢者の人権に関する意識啓発を推進します。また、高齢者虐待事案に迅速かつ適切に対応できるよう、市町村や地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施します。

(5)保健・医療、福祉サービス供給体制の整備

いばらき高齢者プラン21に基づき、ニーズに応じた保健・医療・福祉のサービスの適切な提供と、介護予防や要介護状態の重度化防止等を進めます。

(6)高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者を含むすべての人が安心して快適に暮らせる地域社会づくりを進めるため、公共施設のバリアフリー化を促進し、安全に利用できる環境を整備していく方針です。

(7)介護サービスの質の確保

市町村と連携し、介護保険施設、指定居宅サービス事業所に対し指導を行い、介護サービスの質の確保に取り組みます。

(8)犯罪被害防止のための取組の推進

高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺やひったくり等の犯罪被害防止を図るとともに、高齢者の防犯意識を高めるための広報・啓発活動を推進します。

(9)災害時における高齢者支援体制の強化

東日本大震災における高齢者への支援体制が十分でなかったことの反省を踏まえ、避難行動要支援者情報の把握と共有化、個別避難計画の作成など、早急防災体制を確立する必要があります。また、高齢者施設等においては、防災組織体制や緊急応援連絡体制を整備するなど、安全体制を確保する必要があります。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (4)障害者

- 全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであり、国際的動向としては、平成18年に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択された。我が国においては、同条約の批准に当たり、「障害者基本法」を改正し、障害者の定義を見直し、「障害の社会モデル」を採り入れるとともに、障害者に対する差別の禁止を基本原則として明記した。
- 障害者に対する支援の充実に向け、本県では「障害者プラン」の策定をはじめ、保健・福祉サービスの向上を図る取り組みを継続的に進めている。
また、障害に対する差別の解消と社会参加の促進を目的に、関係機関等と連携した啓発活動や講演会の開催等を通じ、人権尊重の理念の浸透に努める。
さらに、近年では、県内の共生社会の実現を推進するため、「ノーマライゼーション」および「完全参加」の理念を基本とした障害者施策の展開が進められている。

主な動向

【国の動向】

2024(令和6)年4月 「障害者差別解消法」改正

2024(令和6)年7月 最高裁判所による旧優生保護法の違憲判断

2026(令和6)年12月 「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画」閣議決定

【本県の主な取組】

関係機関等と連携した啓発活動や講演会の開催等

→障害に対する差別の解消と社会参加の促進

「第3期新しいばらき障害者プラン」(2024(令和6)年度～2029(令和11)年度) 策定

→障害福祉の総合的な推進と地域での自立した生活の実現に向けた取組を強化

県内の障害者団体や相談員との連携(情報提供、相談支援、研修等)

→障害者が抱える問題の解決に資する支援体制の充実

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (4)障害者

取組方針について

(1)合理的配慮の提供体制の強化

事業者向けの研修や相談体制の充実に配慮するとともに、行政機関、教育機関、医療機関など関係機関と連携し、周知啓発に努めながら、合理的配慮の提供が円滑に進むよう支援を行っていきます。

(2)相談支援体制および情報提供の充実

相談支援体制や相談員研修、情報発信の在り方について引き続き充実に努めるとともに、地域間での支援のつながりを深めるため、関係機関の連携強化に取り組んでまいります。

(3)差別をなくす意識改革の推進

学校や企業、地域社会などにおける理解を深める取組について、引き続き進めるとともに、障害に対する差別の解消に向けた啓発活動を継続してまいります。

(4)権利擁護の推進

「権利擁護の取組の充実」に留意しつつ、障害のある人が安心して暮らすことのできる地域社会づくりに向けた取組を進めてまいります。

(5)地域生活支援体制の整備および生活の質の向上

「第3期新しいばらき障害者プラン」を踏まえ、地域において自立した生活が送れるよう、相談支援や福祉サービス、就労支援などの施策について、引き続き取り組んでまいります。あわせて、社会参加の機会づくりや、生活・医療・就労に関する支援の充実、障害者団体との連携などを通じて、障害のある人の生活の質の向上につながる取組を、関係者と連携しながら進めてまいります。

(6)災害時における障害者支援体制の強化

東日本大震災における障害者への支援体制が十分でなかったことの反省を踏まえ、避難行動要支援者情報の把握と共有化、個別避難計画の作成など、早急に避難行動に係る支援体制を確立する必要があります。

また、障害者支援施設等においては、防災組織体制や緊急応援連絡体制を整備するなど、安全体制を確保する必要があります。

(7)国の動向を踏まえた施策の継続的改善

今後も、国における法改正や行動計画、障害者白書などの動向を踏まえながら、障害者施策について、必要に応じた見直しや改善を行ってまいります。本県としては、国連障害者権利条約の考え方を尊重しつつ、国との連携にも配慮しながら、施策の充実に努め、県民一人ひとりが尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (5)部落差別(同和問題)

- 同和問題は歴史的に形成された人権課題であり、2020(令和2)年に国が実施した実態調査においても、結婚差別やインターネット上の誹謗中傷など、社会のさまざまな場面で差別が確認されている。ネット上で特定の地域を同和地区と指摘するなど、匿名性に依拠した差別的言動が拡散している実態が明らかとなっており、従来の地域内差別とは異なる新たな課題として対応が求められている。
- 県内では公務員による部落差別発言事案が発生し、行政職員を含む地域社会全体の人権感覚の向上が喫緊の課題であることを示している。
- えせ同和行為は、同和問題への誤った恐怖心につけ込み不当な利益を要求する行為であり、正しい理解を妨げ差別意識を助長する重大な課題である。

主な動向

【国の動向】

2016(平成28)年「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

→実態調査、教育・啓発相談支援等を体系的に進める法的基盤を整備。

【本県の主な取組】

- 同和問題を重要な人権課題の一つとして位置付け、差別意識の解消と人権尊重の理念の普及に向けた取り組みを継続的に推進。
- 県民を対象とした講演会や啓発イベントの開催、人権学習教材の活用促進、人権教育の強化等を通じた同和問題に関する正しい理解の普及と差別意識の解消。
- 国の方針との整合を図りながら、県民が相互に尊重し合う社会づくりを進めるため、教育・啓発の拡充、相談体制の強化、市町村との協働推進などを通じた同和問題の解決に向けた施策の展開。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (5)部落差別(同和問題)

計画の方針について

(1)教育・啓発の徹底

学校教育、生涯学習、地域学習の場において、教材・映像資料などを活用して多くの世代に向けた啓発機会を充実させるほか、企業・団体等が実施する研修に対して講師を派遣し、正しい理解を深めたり、現在行われている一般行政施策の取組を紹介したりするなどの教育・啓発を促進します。

(2)インターネット上の差別対策の強化

県民への注意喚起及び教育・広報活動を推進します。市町村や学校、企業と連携し、インターネットリテラシー向上教育を実施し、差別的情報の拡散防止を図ります。

(3)行政職員の人権意識向上と職場体制の強化

職員研修の充実と人権尊重の行政運営の徹底を図ります。研修内容の見直し、階層別研修の強化、市町村職員研修への支援などを進め、行政自らが差別を許さない意識と対応力を備える体制を確立します。

(4)相談体制・救済制度の周知と連携の強化

法務省人権擁護機関の相談・救済制度を活用しやすくするため、県民への周知を強化するとともに、市町村や関係機関との連携体制を整えます。相談窓口情報の周知拡大や関係機関間の情報共有体制の整備を進め、被害が生じた場合の迅速な対応を可能とします。

(5)市町村との連携による地域施策の推進

同和問題に関する取組は地域の実情に応じた施策が重要であるため、県は市町村に対し、研修、啓発、相談体制整備などの支援を行います。市町村が直面する課題への対応力向上を支援し、地域全体で差別解消に向けた施策を展開します。

(6)えせ同和行為への対応

対応にあたっては、不当要求を毅然と拒否し、複数対応・記録徹底・法務局等への速やかな相談を組織的に行うことが重要です。

(7)公正な採用選考の周知徹底

企業の社会的責任と公正な採用選考及び人権尊重意識の普及・啓発を図るため、労働局やハローワークと連携し、県内企業関係者を対象にした研修会を引き続き開催してまいります。

(8)隣保館活動の支援

引き続き、隣保館(広域隣保活動事業を含む)において、開かれたコミュニティの拠点として、生活上の相談事業や人権課題解決のための各種事業、福祉の向上や人権啓発の住民交流事業など、総合的な活動を行われるよう、関係機関と連携して支援していきます。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (6)外国人

- 外国人との共生社会の実現に向け、生活ルールの啓発や地域における関係構築への支援など、外国人材の地域社会への溶け込みを促進する取組を進めるとともに、日本語に不慣れであっても安心して生活できるよう、母語による相談・支援体制の充実など、外国人が住みやすい環境づくりを推進する必要がある。
- 外国人労働者の生活基盤の確立のため、職場等における諸問題について外国語で相談できる体制の確保が必要であり、関係機関と連携を図りながら、外国人労働者の就労上のトラブルなどに適切に対応し、助言・指導ができる相談体制の整備を進める必要がある。
- 2024(令和6)年度の県内の外国人児童生徒数は4,754人と2023(令和5)年度の4,265人から増加しており、日本語指導を必要とする児童生徒の数も増加しています。そのため、広い視野をもち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく能力の育成を図る必要がある。
また、多様な母語に対応しながら、日本語指導についての専門的な知識や技能を有する教員、指導員の育成をさらに進め、それぞれの児童生徒に応じた教材、教具を開発する必要があるほか、保護者に対しては児童生徒に教育を受けさせることの必要性を理解・啓発する必要がある。

主な動向

【国の動向】

2018(平成30)年12月「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定

→平成31年に新たな在留資格が創設されたことを踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から策定。以降、毎年改訂。

2022(令和4)年6月「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定

→ビジョンの一つとして、「外国人を含め、全ての人がお互いの個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」の実現を掲げ、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進。

【本県の主な取組】

2025(令和7)年「外国人等へのルール遵守対策プロジェクトチーム」設置

→一部の外国人等による法令・ルール違反等に対して、関係部局が連携して包括的な対策を講じ、地域社会との調和が図られた秩序ある共生社会を実現。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (6)外国人

計画の方針について

(1)生活ルールの啓発、共生の取組等

外国人コミュニティなどで活躍する人材を活用し、生活に必要な情報の周知や相談対応を行うことにより、母語による相談・支援体制の充実を図るとともに、外国人が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、県内唯一の地域国際化協会である(公財)茨城県国際交流協会への補助等を通じ、地域における国際化の取組を推進します。

さらに、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、生活ルールの周知啓発や地域における関係構築の促進に取り組みます。

(2)就労環境等の整備

外国人が安心して就労・生活できる環境のもと、日本人と同様に将来にわたって活躍できるよう、関係機関との情報共有体制の充実を図り、雇用主への定着支援に関するセミナーの開催などの啓発に努めます。

(3)教育・啓発活動

外国人相談員の配置などにより外国籍の保護者への就学・進学に関する周知・理解の促進を図るとともに、外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実と教育現場における配慮の徹底に努めます。

また、日本人と外国人が共に、互いの生活習慣や文化の違いを理解できるよう、多文化共生についての意識啓発等に努めます。

さらに、地域や各種団体による自主的な国際交流活動の促進を図ります。加えて、外国人が、地域社会での生活において不当に差別されることがないように、広く地域住民を含む県民への共生の理念の普及啓発を図ります。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (7)本邦外出身者に対する差別的言動【新規】

- ヘイトスピーチは、主な態様が街頭デモなどの示威行動から、選挙運動や政治活動の体裁をとるものやSNS等のインターネット上での表現行為によるものに変化するなど多様化している。
- ヘイトスピーチを解消するためには、ヘイトスピーチが、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷付けたり、差別意識を生じさせたりするものであり決して許されるものではないという意識が、広く深く社会に浸透することが重要。

主な動向

【国の動向】

2016(平成28)年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」制定

【本県の主な取組】

- 外国人住民に対する差別や偏見を解消するため、啓発活動の推進や県民の理解を深める教育を重視。
- 茨城県国際交流協会における「外国人相談センター」において外国人が直面する問題に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置。

計画の方針について

本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかについて情報提供・共有を行うことの重要性に留意しつつ、ヘイトスピーチはあってはならないことの理解を促進するための人権啓発活動を推進します。

ヘイトスピーチの解消に向けた人権教育を実施するに当たっては、国における調査研究や各種研修等に基づき、地域や学校における取組を推進します。

また、ヘイトスピーチによる被害等の人権問題について、相談に応じます。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (8)ハンセン病

- 2001(平成13)年5月、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」において、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が言い渡されたこと等を受け、ハンセン病問題の重大性が国民に明らかにされるとともに、ハンセン病患者・元患者に対する損害賠償、名誉回復、福祉増進等の措置が採られるようになった。
- その後、2009(平成21)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する課題の解決のために、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項が定められた。
- 2019(令和元)年7月には、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けた内閣総理大臣談話において、国のハンセン病隔離政策により、患者・元患者のみならずその家族に対しても、社会で極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられた苦痛と苦難に対し、政府としての深い反省とおわびが示され、関係省庁が連携・協力し、人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。

主な動向

【国の動向】

2001(平成13)年5月 らい予防法違憲国家賠償請求訴訟 判決

2009(平成21)年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行

2019(令和元)年7月「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」熊本地方裁判所判決

【本県の主な取組】

- 県民の正しい理解を深めるため、ハンセン病に関する普及啓発事業を積極的に推進。
- 県はこれまで講演会の開催や啓発資料の提供などを行い、ハンセン病に対する正しい知識の普及と、過去の隔離政策が生んだ差別の歴史を伝える取組を継続。
- 元患者や家族に対する支援として、国の「ハンセン病元患者家族補償金制度」の周知を実施。
- 支援団体「茨城県藤楓協会」と連携して、啓発活動や療養所入所者への慰問・交流事業を実施。

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (8)ハンセン病

計画の方針について

(1)正しい知識の普及・啓発

ハンセン病に対する差別・偏見を解消するため、県庁舎において、パネル展を開催し、療養所の歴史資料や写真、啓発資料の展示等により、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、「ハンセン病を正しく知る週間」を中心として、講演会の開催や療養所入所者の体験等も掲載したパンフレット等の作成、配布による普及啓発活動を推進します。

さらに、学校教育においては、保健学習、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動などの教育活動の中で、児童生徒の基本的人権の尊重、思いやりの心の育成などの観点から、ハンセン病に対する理解・啓発を推進します。

(2)療養所入所者の支援

ハンセン病療養所訪問や本県特産品の贈呈等の実施により、療養所入所者の方々に郷土との接点を保っていただきながらの交流と支援を図るため、療養所慰問や秋の味覚事業等を推進します。

また、本県出身入所者の退所、社会復帰のための支援を行います。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (9)感染症

- 医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれる。近年は、SNS等の普及もあり、一たび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長することにもつながりかねない。
- 新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定するなど、幅広い感染症に対応できる社会を目指す。

主な動向

【国の動向】

平成22年1月「肝炎対策基本法」施行

令和3年2月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正

令和6年7月「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」閣議決定

【本県の主な取組】

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により、国の定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して策定した「茨城県感染症予防計画」に基づき、感染症に関する正しい知識の普及等を実施。
- 「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定し、情報提供・共有、リスクコミュニケーションの項目を新たに追加するなどの対応を実施。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (9)感染症

計画の方針について

(1)HIV感染者等

ア 正しい知識の普及・啓発や学校における教育・啓発

世界エイズデーを中心に、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、HIV感染者等に対する偏見や差別意識を解消するとともに、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、HIV感染症等に関する正しい理解の下、感染者に対する偏見や差別意識を持つことのないよう、他者の立場や人権に配慮し、正確な情報に基づき冷静に判断し行動できる資質・能力の育成を推進します。

イ 検査・相談体制の充実や診療体制の整備

各保健所における無料匿名検査や相談を実施するなど、検査・相談体制の充実を図るとともに、普及・啓発活動等を通じて検査や相談を促進し、早期診断・早期治療や感染拡大の防止を図ってまいります。

また、感染者等が身近な地域の医療機関で安心して医療を受けられるようエイズ治療拠点病院を中心とした診療体制を整備します。

さらに、検査・相談の質の向上を目指し、保健所職員に対する研修に努めるとともに、医療従事者の診療技術等の向上への支援を行います。

(2)新型インフルエンザ等の感染者等

新型インフルエンザ等の感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進します。

① 感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。

② 学校教育においては、感染症の予防の教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、感染者に対する偏見や差別をなくするとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進します。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (10)犯罪被害者及びその家族

- 犯罪等の被害に遭われた方及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、直接的な被害はもとより、事件に遭ったことで精神的被害を受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮したりするなど苦しんだりしているにもかかわらず、周囲からの好奇の目や報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道による精神的な被害など、さまざまな二次的被害に苦しんでいるなどの問題が指摘されている。
- 犯罪被害者等のニーズに沿った支援を推進するためには、誰もが相談しやすく、かつ、適切な支援を受けられるよう職員等の資質の向上を含めた支援体制の整備とともに、各関係機関が連携した支援を行うことが課題である。

主な動向

【国の動向】

2004(平成16)年「犯罪被害者等基本法」

2026(令和8)年「第5次犯罪被害者等基本計画」策定

【本県の主な取組】

2022(令和4)年3月「茨城県犯罪被害者等支援条例」制定

→被害の回復や生活の再建のため、被害者が直面している各般の問題についての相談対応、必要な情報提供及び助言、支援に精通している者の紹介等を実施

2022(令和4)年11月「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」

→性暴力の防止又は暴力により心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談への対応等を実施

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (10)犯罪被害者及びその家族

計画の方針について

(1)支援等のための体制整備

各相談窓口を掲載したホームページやSNSについて、利用向上とともに、効果的な広報手段を検討・活用により、認知度の向上に努めます。

また、犯罪被害者等支援の充実に向け、各関係機関が連携した支援体制の整備、相談対応する職員等への研修等により、資質向上に努めます。

(2)精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等へのカウンセリングや各種支援の活用、医療費等の公費負担など、ニーズに沿った対応に努めるとともに、犯罪被害者等が安心した生活が送れるよう努めます。

(3)損害回復・経済的支援

犯罪被害者等見舞金や、医療費及びカウンセリング費用の公費負担の制度を適切に運用するよう努め、さらに効果的に取組を推進できるよう努めます。

(4)犯罪被害者等を支える地域社会の形成

広報啓発により、県全体で犯罪被害者等支援への理解を深め、二次的被害が発生しない地域社会づくりに努め、あわせて、若年層からの犯罪被害者等支援や犯罪の未然防止に関する意識の啓発に努めます。

(5)子どもへの性暴力の防止

2024(令和6)年に制定された、こども性暴力防止法に基づき学校設置者や児童福祉施設などの事業者、教員や保育士などの性犯罪前科確認を確実に行わせ、該当者には子どもと接する業務への従事を防止します。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (11)刑を終えて出所した人及びその家族

- 刑務所や少年院等を退所した人等(以下「刑を終えて出所した人等」という。)の中には、更生の意欲があっても、社会に強い偏見や差別意識があることから、親族であっても身元引き受けが困難で、就労先や住居の確保等に問題を抱えている人や、退所後の適切な支援を受けられないまま、再び罪を犯す人が存在する。刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。
- 刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰を促進するとともに、県民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会を実現するために、保護司等の民間協力者と連携し、再犯防止に向けた施策を推進していくことが重要。

主な動向

【国の動向】

2016(平成28)年「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」施行

2017(平成29)年「再犯防止推進計画」策定

2023(令和5)年「第二次再犯防止推進計画」策定

【本県の主な取組】

2010(平成22)年「茨城県地域生活定着支援センター」設置

→高齢又は障害のための矯正施設を退所後に福祉サービスを受ける必要がある人等の支援

2021(令和3)年「茨城県再犯防止推進計画」策定

2026(令和8)年「第2次茨城県再犯防止推進計画」策定

→就労・住居の確保、特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (11)刑を終えて出所した人及びその家族

計画の方針について

(1)就労や住居の確保のための支援の強化

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする人について、地域生活定着支援センターが、出所後に必要な福祉サービスを把握し、当該福祉サービスを帰住地において直ちに利用できるよう、矯正施設や保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。

(2)国・市町村・民間協力者等の連携の更なる強化

国や市町村、民間団体等で構成する連絡会議を開催するとともに、地方再犯防止推進計画を全市町村で策定し、市町村における再犯防止施策の促進及び連携の更なる強化に努めます。

今後とも、保護司や関係機関・団体等の活動と連携しながら、啓発活動を進め、刑を終えて出所した人等の社会復帰の支援に努めます。

また、保護観察所、刑務所、少年鑑別所等や市町村と性犯罪をした者への支援・対策に係る情報共有・促進に努めるとともに、県の取組の周知を図ります。

(3)住居等届出の受理

2022(令和4)年に制定された「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づき、子どもに対する性犯罪をした者から住居等の届出を受理し、必要な支援や対応につなげるなど再犯防止を図っていきます。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (12)性的マイノリティの人々【新規】

- 性的マイノリティの当事者をめぐっては、偏見や無理解により、就労、医療、居住等の面で、差別的な取扱いを受けるケースが指摘されており、また、自身の性的指向やジェンダーアイデンティティを他人に打ち明けた結果、本人の了解なく、第三者に暴露される行為(アウティング)も問題となっている。
- 宣誓された方が転出した際、改めて転出先で宣誓を行う必要があり、第三者によるアウティングを誘発する等当事者の負担が大きいことから、自治体間連携を推進し、宣誓者の負担軽減や利便性向上につなげていく必要がある。
- 性的マイノリティの人々をめぐっては、社会に存在する偏見や無理解により、学校生活におけるいじめや、社会生活における差別的な取扱い、暴力といった人権侵害に直面するケースが指摘されており、当事者や家族が気軽に相談できる環境づくりを推進していく必要がある。

主な動向

【国の動向】

2004(平成16)年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行

2020(令和2)年「労働施策総合推進法」改正

- ・ これに基づく指針では、性的指向・性自認に関して侮辱的な言動を行うことや、本人の了解を得ずに暴露すること(アウティング)がパワーハラスメントに該当し得ることが示された。

2023(令和5)年「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

【本県の主な取組】

- 2018(平成30)年11月策定の茨城県総合計画において、「誰一人取り残さない社会づくり」の視点から、「多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、性別、人種、年齢の他、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進する。」と規定

2019(平成31)年4月 茨城県男女共同参画推進条例 改正

2019(令和元)年7月「いばらきパートナーシップ宣誓制度」創設
→公営住宅の入居や医療機関の手術の同意等で家族同様の取扱い。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (12)性的マイノリティの人々【新規】

計画の方針について

(1)正しい知識の普及・啓発

性の多様性に対する正しい知識と理解を深めるため、性的マイノリティの人権に係る講演会や研修会、県有施設を活用したレインボーライトアップ及びパネル・資料展等、関係機関と連携して普及・啓発などの施策に取り組んでまいります。

性的指向や性自認を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、一人ひとりが人格と個性を尊重し合い、誰もが生きやすく暮らしやすい環境を整えていくことが重要です。

(2)パートナーシップ宣誓制度の周知徹底及び自治体間連携の拡大

性の多様性に関する理解を促進するため、「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を運用し、2022(令和4)年8月に都道府県では全国初の連携協定を佐賀県と締結したことを皮切りに、2025(令和7)年12月末現在で22都府県264市町村と連携協定締結をしています。

引き続き、「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を広く県民に対して周知していくほか、転出する宣誓者の負担軽減や利便性向上につなげるために自治体間連携の拡大を図っていきます。

(3)相談体制の充実

2019(令和元)年7月から、県内の性的マイノリティ当事者や家族の方々が抱える不安や悩みについて、電話やメールにより相談員が対応する相談窓口を設置しています。

また、当該窓口のほか、国や市町村等の相談窓口等についても併せて周知を図るなど、関係機関との連携強化に努めます。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (13)ハラスメント【新規】

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど、多様なハラスメントが顕在化。
- 近年、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント対策が社会的に大きな課題。
- 訪問介護・訪問看護などの現場で、利用者や家族からの暴力・暴言・性的言動などが問題化。

主な動向

【国の動向】

- 労働施策総合推進法に基づき、パワーハラスメント防止措置が中小企業を含め義務化されています。厚生労働省の「職場のハラスメント実態調査(令和5年度)」では、企業が把握した相談の割合は以下のとおりで全て前回調査(令和2年度)より増加しています。

パワーハラスメント:64.2%(+16.0pt)

セクシュアルハラスメント:39.5%(+9.7pt)

顧客等からの著しい迷惑行為(※いわゆるカスタマーハラスメント):27.9%(+8.4pt)

マタニティハラスメント:10.2%(+5.0pt)

【本県の主な取組】

- 多様なハラスメントに対して、人権相談、女性相談、性的マイノリティ相談など各種相談窓口による相談対応

2025(令和7)年「ハラスメントの防止に関する基本指針」策定(庁内指針)

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (13)ハラスメント【新規】

計画の方針について

(1)啓発推進

さまざまなハラスメントの発生を防止するため、県民を対象にしたハラスメントに関する理解や認識を促すための研修会を開催します。
また、職場などにおけるハラスメントを防止するため、事業所として取り組むべき措置等についての周知・啓発活動を労働局と連携して進めます。

(2)相談・支援体制の整備

人権相談、女性相談、性的マイノリティ相談、在宅ケアハラスメント相談等の相談機能について、相談内容に応じた円滑な連携を図るとともに、県民が容易に相談先を特定できるよう、案内機能の充実及び窓口間の協働体制を整備するものとするほか、関係機関の周知や電子メール等オンライン相談体制を充実させます。

また、相談窓口の存在、相談方法及び支援内容について、ホームページ、広報媒体、啓発資料等を通じて周知し、県民が相談にアクセスしやすい環境を整備するものとします。

さらに、茨城県教育委員会は、学校におけるハラスメント対策として、「茨城県教育委員会パワーハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、相談窓口の設置や教職員への研修を通じて、ハラスメントの防止と発生時の適切な対応に努めています。

(3)ハラスメント対策

訪問介護や訪問看護など、利用者の自宅という“密室性”の高い環境で働く在宅ケア従事者が、利用者やその家族から受ける暴力・暴言・セクシャルハラスメントなどの被害が全国的に増加している現状を踏まえ、本県では、在宅ケアハラスメント対策として、職員の安全と働き続けられる環境を確保するために、「いばらき在宅ケアハラスメント相談窓口」を2024(令和6)年7月に開設しました。

この窓口は在宅ケア現場におけるハラスメントの相談を専門に扱うもので、労働環境の改善と人材の離職防止を目的としています。窓口業務は県からの委託により、茨城県社会福祉協議会が実施しており、専門的な相談支援体制が整えられています。

なお、県では、県民からの相談、苦情、要望、問合せ等に対しては、適切に対応することとしつつ、いわゆる「カスタマーハラスメント」に対しでは、組織的な対応を行うこととしています。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (14) その他(アイヌの人々、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス)【新規】

【アイヌの人々】

- 2019(令和元)年にアイヌの人々が先住民族であることを明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置や、実施すべき施策の基本的な方針などが定められた。
- しかし、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分ではなく、さまざまな偏見や差別が残っており、私たち一人ひとりが、先住民族であるアイヌの人々の独自の文化・伝統を尊重することが大切。

【北朝鮮当局による拉致問題】

- 拉致問題は人間の尊厳、人権に対する重大な侵害であり、2002(平成14)年に政府認定の拉致被害者17人のうち5人が、2004(平成16)年にはその家族8人の帰国・来日が実現したが、残り的人々については、現在も安否不明のままである。
- 本県では、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、県庁2階広報コーナーや県内出先機関でパネル展示を行ったり、12月10日から16日の北朝鮮拉致問題啓発週間に県職員がブルーリボンを着用したりするなど、県民の理解と認識を深めるよう啓発活動を行っている。

【ホームレス】

- 自立の意思がありながら、さまざまな事情からやむを得ずホームレスとなり、公園や路上などでの生活を余儀なくされている人々がいる。
- 本県では、ホームレスや生活困窮者を対象に、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、居住支援事業など、多岐にわたる支援策を実施。
- ホームレスの実情を理解し、偏見や差別を解消するため、県民や地域住民を対象に啓発活動を推進し、人権擁護を図る。

茨城県人権施策推進基本計画(第二次)

分野別施策の推進

■ 各人権課題に対する取組 (14) その他(アイヌの人々、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス)【新規】

計画の方針について

1 アイヌの人々

アイヌの人々は古くから北海道を中心に東北地方やサハリン、千島列島などに住んでいたといわれています。

2019(令和元)年にアイヌの人々が先住民族であることを明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置や、実施すべき施策の基本的な方針などが定められました。

しかし、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分ではなく、さまざまな偏見や差別が残っています。

私たち一人ひとりが、先住民族であるアイヌの人々の独自の文化・伝統を尊重することが大切です。

2 北朝鮮当局による拉致問題

拉致問題は人間の尊厳、人権に対する重大な侵害です。2002(平成14)年に政府認定の拉致被害者17人のうち5人が、2004(平成16)年にはその家族8人の帰国・来日の実現しましたが、残り的人々については、現在も安否不明のままです。

本県では、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、県庁2階広報コーナーや県内出先機関でパネル展示を行ったり、12月10日から16日の北朝鮮拉致問題啓発週間に県職員がブルーリボンを着用したりするなど、県民の理解と認識を深めるよう啓発活動を行っています。

3 ホームレス

自立の意思がありながら、さまざまな事情からやむを得ずホームレスとなり、公園や路上などでの生活を余儀なくされている人々がいます。

本県では、ホームレスや生活困窮者を対象に、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、居住支援事業など、多岐にわたる支援策を実施しています。

ホームレスの実情を理解し、偏見や差別を解消するため、県民や地域住民を対象に啓発活動を推進し、人権擁護を図ります。